

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」  
に対して寄せられた御意見について

令和3年1月  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
総務課

標記について、令和2年10月8日から同年11月6日までホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計84件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方について、別紙のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜要約しております。また、今回のパブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
構造設備等に関する基準に対する御意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局において求める構造設備とは、具体的にどのようなものか。</li> <li>・地域連携薬局の構造設備において、「間仕切り」としているが、間仕切りではプライバシーが確保できないため、専門医療機関連携薬局と同様に個室を基準として設定すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療連携薬局においては、利用者が座って情報の提供や薬学的知見に基づく指導等を受けることができる設備、利用者の相談内容が他の利用者に漏えいしないように間仕切り等で区切られた相談窓口等、相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有することを想定しています。専門医療機関連携薬局で求める設備ではなくても、漏えいしない配慮をすることで安心して相談できることが担保できると考えます。</li> <li>なお、構造設備に関する具体的な内容については、通知等で示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局において求める構造設備と他の設備との併用は可能か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本規定に基づく構造設備は、必ずしも他の構造設備と併用ができないことはありませんが、必要とする利用者が適切に使用できるようにしておく必要があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医療機関連携薬局において求めるプライバシーに配慮した個室等とは、地域連携薬局において求める間仕切り等で区切られた相談窓口等、相談の内容が漏えいしないよう配慮したスペースとは別に設けると考えるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両方の基準を満たしているのであれば、同じ設備でも差し支えないと考えますが、通常は、間仕切り等で区切られた相談窓口の設置等のみならず、がんの治療を受けている利用者に対して、より一層安心して相談ができる環境を確保する観点から、個室その他のプライバシーの確保に配慮された設備を設けることが望ましいと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備は、所有面積が小さい薬局では整備が困難であるため、例えば、待合室の患者の元で話をする、利用者宅に出向いて相談を受ける等の対応を行っている場合は、これらの構造設備は必要としないといった配慮をすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身の状況に配慮する観点から、薬局の面積にかかわらず、来局した利用者の相談に応じるために必要な構造設備を設けるべきと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーに配慮する観点からは、オンライン服薬指導により対応する場合も対象としてよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン服薬指導の実施に当たってもプライバシーに配慮することは必要と考えますが、本規定については、オンライン服薬指導での対応とは別に、利用者が来局した際の対応に係る基準として設定したものです。オンライン服薬指導の実施に関しては、認定薬局とは別に考えるべきものであり、認定薬局の基準とはしていません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・座って相談せずとも、情報漏洩に配慮した相談対応は可能であるため、「座って」は削除すべきでは</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座って相談することは、情報漏えいの観点ではなく、利用者の心身の状況に配慮する観点から、安</li> </ul>

<p>ないか。また、「利用者が座って」というのは、プライバシーに配慮した相談しやすい構造設備の他にも構造上の基準が求められていると捉えてよいか。</p>	<p>心して相談でき、薬剤師がより丁寧に服薬指導等を実施できるようにするために必要な基準として設定したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が座って服薬指導等を受けることができる設備の具体的な内容如何。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備に関する具体的な内容については、通知等で示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「相談しやすいこと」の基準には、ハード面ではなく、従業者のサービスの質等のソフト面に目を向けなければいけないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本規定は構造設備における基準として規定していますが、相談しやすい環境は薬剤師による対応が大きく影響することから、薬剤師の対応方法についても薬局内で周知し、利用者が安心できる環境を確保することを求めることを通知等で示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備基準に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とあるが、常時利用者に対して介助する等といった対応等を実施していれば、自動ドアやスロープといった構造面の整備を要しないといた運用をすべきではないか。</li> <li>・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の具体的な内容如何。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身の状況に配慮する観点から、高齢者、障害者等が利用しやすくなるような一定程度の構造設備は必要であると考えています。</li> <li>・構造設備に関する具体的な内容については、通知等で示します。</li> </ul>
<p>医療提供施設と情報を共有する体制に関する基準に対する御意見</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に資する会議の定義を明確化すべき。</li> <li>・薬局・薬剤師が参加できるようなものとすべき。</li> <li>・居宅療養管理指導や在宅訪問薬剤指導に関わる担当者会議等他職種が参画する会議が広く含まれるようにすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に資する会議については、地域ケア会議、サービス担当者会議、退院時カンファレンスが考えられますが、具体的な内容は通知等で示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に資する会議には以下の活動を含めるべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－従業員が地域の自治会に属することや民生委員との定期的情報交換会の実施、自治会総会への参加などの活動</li> <li>－災害時の医薬品確保、水・電気等も含めた対応。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に資する会議としては、在宅医療への対応など、医療・介護関係機関との連携に資する会議を想定しているため、自治会に属すること等自体で満たすものではないと考えます。災害時の対応も薬局としては重要な取組ですが、通常時の医療機関等との連携体制を構築するための取組とは別になると考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局の基準は、人員や設備ではなく、地域とのネットワークが図られているかを重視するべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局においては、地域における他の医療提供施設との連携体制を構築していることが重要であり、地域包括ケアシステムの構築に資する会議に継続的に参加することを基準としています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に資する会議への定期的な参加について、開催頻度が地域によって異なるため、地域によって達成難易度が異なるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加頻度については、会議の開催状況が地域によって異なることから、具体的な回数ではなく、継続的に参加していることを求めることとしています。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に資する会議への定期的な参加について、新型コロナウイルス感染症の影響により近隣で会議が開催されていない場合はどのようにすればよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症にかかる対応は、感染状況等に応じてその取扱いが異なると考えますが、必要に応じて考え方を示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に資する会議について、Web 会議システムを使った会議も認めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に資する会議については、オンラインにより行われるものでも差し支えないと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備は、医療機関と薬局が双方向で情報共有できる仕組みとすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定薬局の基準としては、薬局の取組を規定するため、薬局から医療機関へ薬剤等の使用情報を報告・連絡できる体制を求めています。医療機関と連携体制を構築するためには、御指摘のとおり双方向の仕組みが重要であることから、薬局の薬剤師からの一方的な報告及び連絡だけでなく、医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者から薬局の薬剤師に対する報告及び連絡を行う場合も含めた体制を求めることである旨を通知等で示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供施設のみならず、サービス付き高齢者住宅や居宅介護支援事業等の他の介護事業所とも連携を図るべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第6条の2の規定では「他の医療提供施設」と連携することが規定されていますが、介護事業所等との連携も重要であるため、地域包括ケアシステムの構築に資する会議に継続的に参加することで、これらの施設とも連携を取りながら業務を行うことが重要である旨を通知で示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者と利用者の薬剤等の使用情報を共有する体制について、やり取りをする情報の大部分は個人情報である以上、処方元医師や担当ケアマネ以外の医療関係者に情報を共有する場合は、利用者へ事前に承諾を得ることも必要と思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局からの情報提供先は様々な状況が想定されることから、本規定では「医療関係者」としてはありますが、具体的には個人情報に配慮して対応することは当然であり、「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（令和2年10月9日一部改正）を踏まえて対応する必要があると考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績を求めているが、具体的な内容如何。また、オンライン資格確認の普及が進み、患者の薬剤情報も容易に確認ができるようになった場合こういったものが実績に換算されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の薬剤等の使用情報の考え方や具体例については、通知等で示します。オンライン資格確認の普及により、利用者の薬剤情報が確認できるようになったとしても、医療機関へ提供すべき情報は利用者の服薬状況等、薬剤自体の情報のみではないことから、このような情報を提供することを実績とすることが想定されます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な医療の提供等を行う医療機関とは、がん診療連携拠点病院等のうち都道府県がん診療連携拠点病院の51病院が対象となるのか。それとも、広くがん治療を行っている医療機関が対象となるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関が対象となりえます。具体的には通知等で示します。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議について、具体的にどのような会議が該当するのか明確化すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の会議の考え方については通知等で示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者との随時報告及び連絡は、メモ書き程度のものでよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「メモ書き程度のもの」が具体的にどの程度の情報を想定しているか不明ですが、服薬指導等から得られた情報を元に処方した医師にとって必要な情報等が文書で提供されていれば該当しうると考えます。具体的な取扱いには通知等で示します。</li> </ul>
<p>利用者に安定的に薬剤等を提供する体制に関する基準に対する御意見</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局において、開店時間外の相談応需体制の整備並びに休日及び夜間の調剤応需体制の整備を求めているが、時間外に対応できるかどうかだけでなく、実際に地域との関係が構築できている薬剤師が配置されるべきだと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局については、地域包括ケアシステムの構築に資する会議に継続的に参加することで、地域における他の医療提供施設との連携体制を構築した上で、必要な情報提供などの業務に取り組むことが求められます。さらに、薬剤師が地域包括ケアシステムを理解している必要があることから、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の配置等を求めることとしています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開店時間外の相談応需体制の整備並びに休日及び夜間の調剤応需体制の整備を求めているが、昨今の働き方改革や地域支援体制加算に係る施設基準を鑑み、他の薬局と連携して対応できる体制を整備している場合も含めるべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の点に関しては、一定の条件下で地域の他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること等の考え方を通知等で示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌製剤処理を実施できる体制は不要ではないか。求めるとしても、無菌製剤処理加算に関する施設基準と同様に、クリーンベンチだけ有している施設でも認めるべきではないか。また、自らの薬局以外で無菌製剤処理を実施できる場合も対象とすべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療への対応時には、無菌製剤処理が必要な調剤も想定されることから、地域連携薬局として、無菌製剤処理を実施できる体制は必要と考えています。</li> <li>・ただし、無菌調剤室の設置状況等を踏まえ、自局で無菌製剤処理を実施すること、他の薬局の無菌調剤室を共同利用して無菌製剤処理を実施することに加え、日常生活圏域（中学校区）及び近接する日常生活圏域に、無菌製剤処理が可能な他の薬局が存在しない場合等には、適切な薬局を紹介すること等の対応でも差し支えないと考えており、具体的には通知等で示します。</li> <li>・また、無菌製剤処理を実施できる体制としては、無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えていることで差し支えないと考えています。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌製剤処理を実施できる体制の整備に関して、「他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。」の連携の考え方は、地域支援体制加算に関する施設基準ただし書きの連携薬局の数と同様の考え方が。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌調剤室の共同利用にあたっての連携を行う薬局数については、特に規定は設けていません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療安全体制の実施について、実際に対策を取っていることが利用者にも周知されるよう、公表することとしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局機能情報提供制度において、医療安全対策の実施に関する事項として、副作用等に係る報告の実施件数、ヒヤリハット事業への参加の有無等について報告し、都道府県のホームページにおいて公表しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の一定数以上の配置について、「一定数以上」とは一人以上で問題ないのではないかと。</li> <li>・常勤薬剤師について、週労働時間が32時間以上の薬剤師も含めるべきではないかと。</li> <li>・全般的に1名を超える常勤薬剤師数を要する体制等が求められているが、健康サポート薬局のように柔軟な対応が配慮されるべきではないかと。</li> <li>・出産、育児、介護等のライフイベントがある中で、常勤薬剤師を一定数配置できない場合も想定される。その際、かかりつけ薬剤師指導料の届出時と同様、育児・介護休業法で定める短時間勤務を行う際の例外規定を適応していただけると幸いです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定薬局として業務を行う上では、医療機関等との信頼関係を構築した上で連携していくことが必要であり、そのためには、薬局に勤務する薬剤師が一定期間勤務することが重要と考えているため、1人ではなく、半数以上との規定を設けました。</li> <li>・常勤の考え方については、出産や育児、介護等の事情も配慮した取扱いが可能となるよう、具体的取扱いを通知等で示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の一定数以上の配置」という基準は、管理薬剤師のみが当該研修を修了していることとし、単なる常勤薬剤師は、研修の修了を努力義務としてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局は、地域において在宅医療への対応や入退院時をはじめとする他の医療機関、薬局等との服薬情報の一元的・継続的な情報連携において役割を担えるよう、当該薬局に常勤として勤務している薬剤師を一定数確保する必要があることから、当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であることを求めています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムに関する研修については、健康サポート薬局研修のいわゆるA研修（技能習得型研修のうち、健康サポート薬局の基本理念及び地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力の養成を目的とした研修）の映像による内部研修を含めるべきではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域包括ケアシステムに係る研修については、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」に基づき、研修実施機関から健康サポート薬局に係る研修を修了したのものとして、修了証の交付を受けた常勤の薬剤師の配置をもって当該要件を満たす者として取り扱うことを通知等で示すこととしております。なお、規則第10条の2第3項第9号に掲げる地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修については、ご指摘の研修内容も含まれます。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の他の薬局に対する傷病の区分に関する研修の定期的な実施は、地域の薬剤師会を通じて行うものも対象となるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医療機関連携薬局としては、薬局自らが研修の実施に関わることを求めているので、地域の薬剤師会を通じて行うものは対象となりません。なお、当該薬局が実施主体として、地域の薬剤師会と協力して実施することは可能です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「これに準ずる研修」については、地域包括ケアシステムに関する研修修了者による内部研修、健康サポート薬局研修のいわゆるA研修の受講者による伝達研修などを含めるべきではないか。</li> <li>・研修の計画的な実施については、薬局単位や企業単位での実施でも対象となるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムに係る内容が習得できる研修であれば、実施主体（薬局内の研修、薬局開設者が行う研修、外部での研修等）にかかわらず対象になりうると考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績には、特養等に対する処方内容の疑義照会も含めるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の処方内容の照会は、薬剤師が調剤にあたり確認すべき事項であり、当該対応は実績に含まれません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議への参加、報告・連絡・情報提供の実施、在宅医療の取組、および研修の実施などの実績については、「一定程度」や「定期的」といった定量的実績が求められているが、これらについては「実績がある」とし、実績の有無のみを問う定性的実績とすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定薬局の基準で求めている実績は、地域連携薬局としての必要な役割を發揮しているか確認することが必要であり、単に実績の有無ではなく、一定回数や継続的に実施できていること等を基準としています。</li> </ul>
<p>在宅医療に必要な対応ができる体制に関する基準に対する御意見</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携薬局について、在宅医療に関する取組の実績を基準とした場合、基準を満たせる薬局がほとんど無いため、不適切ではないか。</li> <li>・「在宅医療に関する取組の実績」の具体的な内容如何。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅への訪問など、在宅医療の取組を行っている薬局のニーズの増加に伴い、実際に訪問に関わっている薬局が増えていることから、地域連携薬局としては必要な基準と考えています。なお、地域の事情より居宅等で訪問診療を受ける利用者が限られている場合など、当該地域において省令で定める実績を満たすことが困難であり、地域連携薬局の認定が進まない都道府県知事が判断する場合には、別途回数を規定することを可能としています。</li> <li>・在宅医療に関する取組の実績として、「過去1年間において月平均2回以上実施した実績」を基準としています。 なお、具体的な取扱いは通知等で示します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度管理医療機器等の販売業等の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制を基準としているが、在宅医療を実施する際にこの体制は不要と考えられるため、基準として設定することは不適切ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療においては高度管理医療機器等の供給も医薬品の使用に併せて必要であると想定されることから、地域連携薬局の基準としたものです。</li> </ul>
<p>その他</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が改正法第6条の4第2項において準用する同法第5条第3号ホ又はへに該当するおそれがある者である場合は、当該申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないか又は当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付しなければならないこととしているが、薬局開設の許可更新等の際に既に診断書を提出しているため、改めて認定薬局の申請の際に求める必要はないのではないか。</li> <li>麻薬等の中毒者のおそれがある者の場合は、申請に診断書を添付することとされているが、「おそれがある者の場合」を明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定薬局の申請については、薬局開設許可の更新等とは別の新たな申請であることから、認定薬局の申請の際、申請者が同法第5条第3号ホ又はへに該当するおそれがある者である場合は、医師の診断書を提出することを求めることとしています。</li> <li>法第6条の4第2項において準用する同法第5条第3号ホ又はへに該当するおそれがある者であるか否かは、申請者が判断すべきものと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>認定薬局制度をしっかりと周知すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、認定薬局制度の円滑な施行に資するよう、周知等に努めてまいります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県における認定基準の解釈に差異が生じないようにお願いしたい。</li> <li>また、施行に際しては、これら基準に示された要件のみを有することによって認定を与えるものではなく、改正薬機法第2条に示されている薬局の本来機能が十分に果たされているうえで、認定薬局としての機能について定められた基準を満たす場合に、認定を与えるものであることについて、十分周知することが必要であると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、認定薬局制度の円滑な施行に資するよう、各都道府県に対し通知等において認定基準の解釈等を明確にするとともに、周知等に努めてまいります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>認定の基準については、管理薬剤師がおおむね5年以上の経験がある点や、居宅療養管理指導の算定実績等も勘案すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回規定した認定の基準は、法の趣旨に基づく役割が果たせるよう基準を定めたものです。ご意見に関しては今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>専門医療機関連携薬局では「がん」に関して専門性を有する常勤薬剤師とあるが、フレイル、サルコペニアや腎機能障害、脳卒中などに関する専門性を有する薬剤師は専門医療機関連携薬局には該当しないのか。がん以外の学会認定を取得している薬剤師の立ち位置如何。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門医療機関連携薬局において今回規定した傷病の区分は「がん」であり、それ以外は対象ではありません。</li> <li>その他の傷病の区分に係る認定に関しては、今後、必要に応じて検討することとしています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性の認定を行う機関及び認定資格名を明確化すべきではないか。</li> <li>専門性の認定については、がんに関するもののみではなく、医療薬学専門薬剤師、薬物療法専門薬剤師、地域薬学ケア専門薬剤師等も幅広く認められるようにすべきではないか。</li> <li>専門性の認定を行う団体の基準について、専門性を確認する際に「学会発表等の学術業績」を確認していることを加えるべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第10条の3第6項に基づき厚生労働大臣へ届け出た団体に関しては、専門性の認定を行う団体及び認定資格名について通知等で周知する予定です。</li> <li>専門医療機関連携薬局において今回規定した傷病の区分は「がん」であることから、がんに係る専門性のみになります。</li> <li>当該団体の基準としては、専門性の認定を行う団体において専門性を確認することは求めますが、当該団体における専門性の個別具体的な確認事項</li> </ul>



	<p>までは規定せず、当該団体において具体的基準を公表することなどにより、専門性の認定が行われることが広く確認可能になっていることを求めています。</p>
--	---